

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規則  
○福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 一四〇

○福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則 一四〇

告示  
○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 一四一

○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 一四一

○生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 一四一

○生活保護法により指定を受けた施術者の住所を変更した旨届出があった件 一四一

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 一四一

## 規 則

福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第十二号

#### 福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則（平成十八年福島県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「六千平方メートル」を「八千平方メートル」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和元年九月一日から施行する。

（商業まちづくり課）

### 福島県規則第十三号

#### 福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則

福島県立テクノアカデミー条例施行規則（昭和四十四年福島県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「組込技術工学科」を「知能情報デザイン学科」に、

観光サービス科
電気システム科
電気配管設備科
環境システム科
自動車整備科

に、「計測制御工学科」を

電気配管設備科	三〇人
自動車整備科	二〇人

二〇人
二〇人
三〇人
二〇人
二〇人

「ロボット・環境エネルギーシステム学科」に、

電子制御科	二〇人
機械技術科	一五人

を「機械技術科」に改める。

機械技術科	一五人
-------	-----

#### 附 則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 別表の規定にかかわらず、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間は、

（経過措置）

第一条に規定する各学年における学生の定員のうち第二学年の定員については、次のとおりとする。

名 称	施 設	訓練課程	訓練科	学生定員
福島県立テクノアカデミー郡山	福島県立テクノアカデミー郡山職業能力開発短期大学校	専門課程	精密機械工学科	二〇人
			組込技術工学科	三〇人
			建築科	二〇人
福島県立テクノアカデミー会津	福島県立テクノアカデミー会津職業能力開発校	普通課程	介護福祉士養成科	三〇人
			観光プロデュース学科	二〇人
			電気配管設備科	三〇人
福島県立テクノアカデミー浜	福島県立テクノアカデミー浜職業能力開発短期大学校	専門課程	計測制御工学科	二〇人
			機械技術科	一五人
			自動車整備科	二〇人
福島県立テクノアカデミー浜	福島県立テクノアカデミー浜職業能力開発校	普通課程	建築科	一五人
			自動車整備科	二〇人

(産業人材育成課)

告 示

福島県告示第七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年七月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指定年月日
つるが松窪病院	会津若松市一箕町大字鶴賀字苧林三九一	平成三二年四月一日
医療法人 手代木医院	喜多方市字経壇四五一一	令和元年五月一日
金子歯科	二本松市郭内一一一五	同日

(社会福祉課)

福島県告示第七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和元年七月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
つるが松窪病院	会津若松市一箕町大字鶴賀字苧林三九一	平成三二年三月三十一日

医療法人 三愛会 池田温 泉病院	須賀川市西川字隠久保一三六	同 日
医療法人 手代木医院	喜多方市一四六二七	平成三二年四月三〇日
金子医院	二本松市小浜字反町五二八	同 日
吉田耳鼻咽喉科医院	本宮市本宮万世二二四一一	平成三二年三月三一日
医療法人 金澤医院	東白川郡矢祭町大字東館字反田一三一	同 年二月二八日
渡辺小児科医院	喜多方市沢ノ免七三三三一一	同 年三月八日
南会津地方広域市町村圏組合地域医療支援センター	南会津郡南会津町田島字西町甲四三三	同 年三月二一日
白井内科クリニック	大沼郡会津美里町字高田甲二八二一一	同 日
金子歯科	二本松市郭内一一一五	平成三二年四月三〇日
コスモ調剤薬局 万世店	本宮市本宮字万世二二四一一	同 年三月三〇日

(社会福祉課)

福島県告示第百七十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

令和元年七月二十六日

氏名	高木 恒徳	住所	西白河郡西郷村大字真船字蒲日向一三二二	施術所名	ふれあい心のサービス新白河店	施術所の所在地	白河市新白河二一〇一	指定年月日	令和元年五月一四日
----	-------	----	---------------------	------	----------------	---------	------------	-------	-----------

福島県知事 内堀雅雄

(社会福祉課)

福島県告示第百七十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の施術者から当該施術者の住所を変更した旨届出があった。

令和元年七月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住 所	
	変 更 前	変 更 後
関 美穂	二本松市表一五五一一六エスペランス表B号	二本松市表一五四七一二二

(社会福祉課)

福島県告示第百七十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年七月二十六日から同年八月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年七月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

令和元年七月二十六日

意見なし。

(商業まぢづくり課)